平成２２年（フ）第１１８５号
宮城県塩竈市大日向町30番３号　サンハイツ大日向弐番館103号
債務者　相原　秀雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９０号
宮城県塩竈市白萩町３番27号　静楽ビル305号
債務者　小野はつ子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
宮城県石巻市鹿妻北２丁目５番13号
債務者　馬場　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
秋田県潟上市天王字コアツコ178番地２
債務者　村松　俊雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８号
秋田県潟上市天王字コアツコ178番地２
債務者　村松喜代美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７９号
秋田市豊岩石田坂字九十田117番地32
債務者　菅生　浩二
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８０号
秋田市豊岩石田坂字九十田117番地32
債務者　菅生あつみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８８号
秋田市外旭川八幡田１丁目17番22号
債務者　工藤　博子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９３号
秋田市寺内油田２丁目１番37号　メープルオーク206号
債務者　滝澤　文雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９５号
秋田市東通６丁目１番27号　サンハイツ東通21号
債務者　池田　　南
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９号
秋田市新屋大川町18番６号
債務者　加藤　一人
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４００号
秋田市山王７丁目11番13号　加賀屋アパート２号
債務者　渡邊　正和
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３６号
茨城県那珂市杉201番地１
債務者　新谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６１号
茨城県ひたちなか市大字稲田1297番地10　レオパレスローズＣ―107
債務者　和田　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７２号
茨城県水戸市谷田町355番地の６
債務者　陸田　京子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７７号
茨城県水戸市千波町2541番地の８
債務者　山口　鈴子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８８号
茨城県那珂市飯田3641番地６
債務者　水竹　　守
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９６号
茨城県鉾田市塔ケ崎838番地３
債務者　小薗江洋次
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
水戸地方裁判所